

職業実践専門課程等の基本情報について

学校名		設置認可年月日		校長名		所在地				
専門学校 つくば自動車大学校		平成18年3月1日		細野 晃一		〒 305-0004 (住所) 茨城県つくば市柴崎624-5 (電話) 089-863-0035				
設置者名		設立認可年月日		代表者名		所在地				
学校法人つくば総合学院		平成7年10月9日		片岡 均		〒 305-0003 (住所) 茨城県つくば市桜2-14-4 (電話) 089-857-9700				
分野	認定課程名		認定学科名		専門士認定年度		高度専門士認定年度		職業実践専門課程認定年度	
工業	工業専門課程		一級自動車整備士科		-		平成22(2010)年度		平成28(2016)年度	
学科の目的		一級自動車整備士として必要な自動車に関する知識と整備技術の修得を基に、接客応対、工場管理そしてマネジメント能力に至るまでの総合的な実力を身につけることを目指す。								
学科の特徴(取得可能な資格、中退率等)		《取得可能な資格》一級小型自動車整備士、二級ガソリン・ディーゼル自動車整備士二級2輪自動車整備士、(令和7年度入学生からは二級自動車整備士(総合・二輪))、損害保険募集人、中古自動車査定士等 《中退率》0%								
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数			講義	演習	実習	実験	実技	
4年	昼間	※単位時間、単位いずれかに記入			4,816 単位時間	1,116 単位時間	456 単位時間	3,244 単位時間	0 単位時間	0 単位時間
					単位		単位	単位	単位	単位
生徒総定員	生徒実員(A)		留学生数(生徒実員の内数)(B)		留学生割合(B/A)					
60人	31人		1人		3.2%					
就職等の状況	■卒業者数(C)		7人							
	■就職希望者数(D)		7人							
	■就職者数(E)		7人							
	■地元就職者数(F)		2人							
	■就職率(E/D)		100%							
	■就職者に占める地元就職者の割合(F/E)		28.6%							
	■卒業者に占める就職者の割合(E/C)		100%							
	■進学者数		0人							
	■その他									
	(令和7年度卒業者に関する令和7年5月1日時点の情報)									
第三者による学校評価	■民間の評価機関等から第三者評価:		無							
	※有の場合、例えば以下について任意記載									
当該学科のホームページURL	https://www.tact.ac.jp/course__first.html									
企業等と連携した実習等の実施状況(A、Bいずれかに記入)	(A:単位時間による算定)									
	総授業時数					4,816 単位時間				
	うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数					単位時間				
	うち企業等と連携した演習の授業時数					456 単位時間				
	うち必修授業時数					456 単位時間				
	うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数					単位時間				
	うち企業等と連携した必修の演習の授業時数					55 単位時間				
	(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)					245 単位時間				
	(B:単位数による算定)									
	総単位数					200 単位				
	うち企業等と連携した実験・実習・実技の単位数					単位				
	うち企業等と連携した演習の単位数					15 単位				
	うち必修単位数					15 単位				
	うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の単位数					単位				
	うち企業等と連携した必修の演習の単位数					2 単位				
	(うち企業等と連携したインターンシップの単位数)					8 単位				
教員の属性(専任教員について記入)	① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者(専修学校設置基準第41条第1項第1号)					5人				
	② 学士の学位を有する者等(専修学校設置基準第41条第1項第2号)					1人				
	③ 高等学校教諭等経験者(専修学校設置基準第41条第1項第3号)					0人				
	④ 修士の学位又は専門職学位(専修学校設置基準第41条第1項第4号)					0人				
	⑤ その他(専修学校設置基準第41条第1項第5号)					0人				
	計					6人				
	上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数					5人				

1.「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

一級小型自動車整備士の資格を取得後、自動車整備業界へ就職することを目標にカリキュラムを構成している。自動車整備業界が必要とする一級自動車整備士を育成するため、ほとんどの授業に業界経験者の指導教員が担当し、カリキュラムについても意見交換しながら、常に時代に即した内容になるように構築している。3・4年次には自ら考え、行動できる人材を育成するためプレゼンテーション形式の授業やマネジメント能力を育成するため実習授業などを工夫し実施している。さらに4年次には企業のニーズを肌身で感じられるようなインターンシップを実施することで、自らの将来像を構築できる研修としている。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け

※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

教育課程編成委員会の位置付けは、学校組織の教務部の上に設置し、年に2回の教育編成委員会での意見を十分に活かすことで、その後の教育課程の編成を協力して行うものと位置付ける。

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和7年8月1日現在

名 前	所 属	任期	種別
五十嵐 浩也	筑波大学 アントレプレナー教育担当 特命教授	令和6年4月1日～令和9年3月31日	②
大島 弘	株式会社スズキ自販茨城 常務取締役サービス本部長	令和6年4月1日～令和9年3月31日	③
鈴木 宗高	株式会社ホンダ茨城南 サービス部 部長	令和6年4月1日～令和9年3月31日	③
大森 文隆	トヨタカローラ南茨城株式会社 サービス部 部長	令和6年4月1日～令和9年3月31日	③
小高 伸宏	株式会社 北関東クリーン社 取締役 技術本部長	令和6年4月1日～令和9年3月31日	③
滝口 将史	日本自動車車体協同組合連合会 青年部会 関東ブロック代表幹事	令和6年4月1日～令和9年3月31日	①
細野 晃一	専門学校つくば自動車大学校 校長		—
生田 勇吾	専門学校つくば自動車大学校 教務課長		—
石山 大樹	専門学校つくば自動車大学校 教務課長		—
斉藤 誠	専門学校つくば自動車大学校 教務部長代理		—

※委員の種別の欄には、企業等委員の場合には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。
(当該学校の教職員が学校側の委員として参画する場合、種別の欄は「—」を記載してください。)

①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)

②学会や学術機関等の有識者

③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)

年2回 (2月、5月)

(開催日時(実績))

第1回 令和8年2月20日 10:30～12:00

第2回 令和8年5月15日 10:30～12:00

0

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

※カリキュラムの改善案や今後の検討課題等を具体的に明記。

電気自動車をはじめ、先進安全技術等の電子制御装置についての内容を授業に盛り込んではいりますが、実際、現場で通用するレベルとはどの程度なのかを各企業の方に問うも、作動を含め整備方法も各メーカー・車種ごとに違うので、詳細は入社後の研修等で補っていくとのことで、点検作業等の基本作業を重点的に実施して頂きたいとのことだった。教育課程編成委員の方には今後協力をいただきカリキュラム等の編成を実施していく。また、情報交換は適時行っていきたい。

2. 「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習（以下「実習・演習等」という。）の授業を行っていること。」関係

(1) 実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

1. 自動車整備業界でより実践的な知識・技能・社会人としてのマナーを身につける。
 2. 机上の学習と実際の業務を結び付け、学生に自ら何を学ぶべきかを自覚させ、更に学校において自己研鑽をつませる。
 3. 豊かな人間性を持ち顧客との信頼関係を築くためのコミュニケーション能力を身につける。
- 以上1～3を実現するために、企業と連携を図り、実習を協力して行える体制づくりをする。そのためには各企業と協定を結び、その企業と人材交流を深め、カリキュラム構築への助言を頂くものとする。

(2) 実習・演習等における企業等との連携内容

※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記

実習前に担当教員と企業の実習担当者が打ち合わせを行い、実習内容や学生の学修成果の評価方法・評価の指標について定める。実習期間中は、学生の実習実施状況や能力習得状況を把握できるよう相互に情報交換を行う。また、実習先に訪問し実習状況も現場を確認する。実習終了時には、企業実習担当者による学生の学修評価を踏まえ、担当教員が成績評価を行う。

(3) 具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科 目 名	企業連携の方法	科 目 概 要	連 携 企 業 等
体験実習 (自動車の点検整備)	3. 【校外】企業内実習(4に該当するものを除く。)	電装品の点検、調整作業及び電子制御装置の分解組立、故障原因探究作業	ネッツトヨタ茨城(株) スズキ自販茨城(株)
体験実習 (故障原因探求)	3. 【校外】企業内実習(4に該当するものを除く。)	エンジン、シャシ、電装品の主に電気系統の故障原因探究	ネッツトヨタ茨城(株) スズキ自販茨城(株)
体験実習 (総合診断)	3. 【校外】企業内実習(4に該当するものを除く。)	エンジン、シャシ、電装品の主に電気系統の故障原因探究	ネッツトヨタ茨城(株) スズキ自販茨城(株)
総合演習	2. 【校内】企業等からの講師が一部の授業のみを担当	自動車の検査作業(検査ライン応用編)	ネッツトヨタ茨城(株) スズキ自販茨城(株)
総合実習	2. 【校内】企業等からの講師が一部の授業のみを担当	自動車整備業の基本的な知識・教養を身につける。(初級編)	(株)北関東マツダ他 自動車販売会社5社

3.「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1)推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針

※研修等を教員に受講させることについて諸規程に定められていることを明記

時代とともに変化する・発展する自動車整備業界に必要な資質を持った学生を教育するための、授業知識、技能を習得するために、教員は学内及び学外での研修に参加し、自らの見識・技能の幅を広げ、それを教育の現場へ反映させていくこととする。また、指導力を向上させるため、指導員研修にも積極的に参加することで、教員としての資質向上を図るものとする。年1回以上の研修参加を義務付けるため、年度当初に計画・調整する。学校は教員研修規程に従い、教員の業務経験や能力に応じて、新たに採用した教職員に関して「新任研修」管理職教職員に関しては「管理職研修」、また各々指導分野における実務研修・見学研修を計画的に実施する。

(2)研修等の実績

①専攻分野における実務に関する研修等

研修名： 日産技術講習会	連携企業等： 日産自動車株式会社
期間： 令和7年8月21日(木)	対象： 自動車整備専門学校教員
内容： 先進技術に関する講習	
研修名： 整備主任者技術研修	連携企業等： 茨城県自動車整備振興会
期間： 令和7年9月8日(月)	対象： 整備主任者
内容： 電動車の構造・機能及び点検整備とオートエアコンの構造・機能及び診断技術	
研修名： マツダ技術セミナー	連携企業等： マツダ株式会社
期間： 令和7年10月4日(土)	対象： 自動車整備専門学校教員
内容： ローターEVなどを中心とした最新技術についてのセミナー	

②指導力の修得・向上のための研修等

研修名： 能動的学修	連携企業等： 一般財団法人職業教育キャリア財団
期間： 令和7年7月31日(木)～8月1日(金)	対象： 専門学校教員
内容： 新任教職員の指導、育成力を高めることを目標とする	
研修名： リスクマネジメント	連携企業等： 一般財団法人職業教育キャリア財団
期間： 令和7年8月8日(金)	対象： 専門学校教員
内容： クレーム対応	
研修名： 教育・指導力向上	連携企業等： 一般財団法人職業教育キャリア財団
期間： 令和7年8月28日(木)～8月29日(金)	対象： 専門学校教員
内容： 授業や話し合いに活用するファシリテーションの技術を学ぶ	

(3) 研修等の計画

① 専攻分野における実務に関する研修等

研修名:	いすゞ技術講習会	連携企業等:	いすゞ自動車株式会社
期間:	令和8年8月5日(水)、6日(木)	対象:	自動車整備専門学校教員
内容	先進技術に関する講習および工場見学		
研修名:	トヨタL&F講習会	連携企業等:	(株)豊田自動織機
期間:	令和8年8月19日(水)、20日(木)	対象:	自動車整備専門学校教員
内容	先進技術に関する講習および意見交換会		
研修名:	整備主任者技術研修	連携企業等:	茨城運輸支局
期間:	令和8年9月29日(火)	対象:	整備主任者
内容	スキャンツールによる故障診断		

② 指導力の修得・向上のための研修等

研修名:	新任指導力(メンタリング)	連携企業等:	一般財団法人職業教育キャリア財団
期間:	令和8年7月30日(木)～31日(金)	対象:	専門学校教員
内容	新任教職員の指導、育成力を高めることを目標とする		
研修名:	学級経営・学生対応(学級経営の効果的手法と学生の個別カウンセリング)	連携企業等:	一般財団法人職業教育キャリア財団
期間:	令和8年8月6日(木)、7日(金)	対象:	専門学校教員
内容	学生への効果的な動機付けの手法や、所属する学科の運営方法を学ぶ		
研修名:	体系的カリキュラム・シラバス作成(インストラクショナルデザイン)	連携企業等:	一般財団法人職業教育キャリア財団
期間:	令和8年8月31日(月)	対象:	専門学校教員
内容	カリキュラム・シラバスを設計・開発ができるようになる		

4.「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1)学校関係者評価の基本方針

- 1、学校関係者評価は、評価という協働作業を通じて、学校、卒業生、地域住民などがお互いに理解を深めることである。学校はそれに関係する人たちが理解を深め合うためのコミュニケーションツールであると考ええる。
- 2、学校評価の基本は、自己評価である。学校が行った自己評価が、卒業生、地域住民たちの目から見ても違和感無く受け入れられるかについて意見を頂き、自己評価の客観性・透明性を高めていきたい。
- 3、学校関係者評価は、卒業生、地域住民などが、学校と一緒に学生のことを考え、それぞれの立場、視点から意見を出し合うことで、より良い学校づくりに寄与するためである。

(2)「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1)教育理念・目標	教育理念、育成する人材像
(2)学校運営	教育内容
(3)教育活動	教育の実施体制
(4)学修成果	教育目標の達成度と教育効果
(5)学生支援	学生支援
(6)教育環境	社会的活動
(7)学生の受入れ募集	管理運営
(8)財務	財務
(9)法令等の遵守	改革・改善
(10)社会貢献・地域貢献	
(11)国際交流	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)学校関係者評価結果の活用状況

学校関係者評価の活用は、学校力の向上、信頼される開かれた学校づくりに寄与することにより、学校関係者評価はまだ手探りの状態であるが、開かれた学校づくりに効果的であると思われ、「地域連携力」や「組織マネジメント力」を向上することに力を入れた。

○毎年度末、在校生を対象に【学校・担任満足度アンケート】を実施し、役員による目標管理等の面談で各教員にフィードバックし、改善点を見出し、今後の授業運営や学生指導に役立てている。

○自己評価を中心にマネジメントサイクルに管理職だけでなく、教職員が積極的にかわり、学校を改善していこうとする参画意識を高めようとする傾向にある。年2回、役員による各期の基本方針が全教職員の前で述べられ、学校経営に対する熱意や姿勢を共通理解するようになっている。自己評価や学校関係者評価を行い、課題を共有して解決へ向けて教職員が建設的な意見を出し合い、改善に活かしていくプロセス自体がポジティブな学校力を向上することになった。

(4)学校関係者評価委員会の全委員の名簿

名 前	所 属	任期	種別
大塚 清	元茨城県立高等学校 校長	令和6年4月1日～令和10年3月31日	前校長
酒井 克之	つくばドライビングスクール 所長	令和6年4月1日～令和10年3月31日	企業等委員
染谷 恭平	つくば自動車大学校 卒業生	令和6年4月1日～令和10年3月31日	卒業生
羽富 拓也	つくば自動車大学校 卒業生	令和6年4月1日～令和10年3月31日	卒業生
中根 誠	ホンダカーズ茨城南 土浦藤沢店 店長	令和6年4月1日～令和10年3月31日	企業等委員

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例)企業等委員、PTA、卒業生等

(5)学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

(ホームページ・広報誌等の刊行物・その他())
URL: <https://www.tact.ac.jp/info.html>
公表時期: 令和8年8月1日

5.「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1)企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

平成19年度より学校自己評価の実施・公表は実施することが義務づけられた。本校では平成26年度に自己点検評価委員会、学校関係者評価委員会を設置してきた。一般財団法人全国専門学校教育研究会が作成した自己点検・評価基準を基に、学校に適した「自己点検・評価チェックリスト」を策定し、自己点検を行うことで、教育水準の向上に更に努めるよう工夫する。

(2)「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1)学校の概要、目標及び計画	1.学校の概要、目標及び計画
(2)各学科等の教育	2.各学科等の教育
(3)教職員	3.教職員
(4)キャリア教育・実践的職業教育	4.キャリア教育・実践的職業教育
(5)様々な教育活動・教育環境	5.様々な教育活動・教育環境
(6)学生の生活支援	6.学生の生活支援
(7)学生納付金・修学支援	7.学生納付金
(8)学校の財務	8.学校の財務
(9)学校評価	9.学校評価
(10)国際連携の状況	
(11)その他	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)情報提供方法

(ホームページ・広報誌等の刊行物・その他())

URL: <https://www.tact.ac.jp/info.html>

公表時期: 令和8年8月1日

授業科目等の概要

#REF!																
	分類			授業科目名	授業科目概要	配 当 年 次 ・ 学 期	授 業 時 数	単 位 数	授業方法			場所		教員		企 業 等 と の 連 携
	必 修	選 択 必 修	自 由 選 択						講 義	演 習	実 験 ・ 実 習 ・ 実 技	校 内	校 外	専 任	兼 任	
1	○			自動車工学 （自動車の構造・性能）	ガソリンエンジン・ディーゼルエンジン・シャシ・電装品及び二輪車の構造、作動、性能	1通	90	6	○			○		○		
2	○			自動車工学 （自動車の構造・性能）	ガソリンエンジン・ディーゼルエンジン・シャシ・電装品及び二輪車の構造、作動、性能	2通	90	6	○			○		○		
3	○			自動車工学 （自動車の構造・性能）	エンジン・シャシの新技術の構造、作動、性能	3通	12	1	○			○		○		
4	○			自動車工学 （自動車の構造・性能）	エンジン・シャシの新技術の構造、作動、性能	4通	12	1	○			○		○		
5	○			自動車工学 （自動車の力学・数学）	自動車に関わる力学及び数学（排気量、圧縮比、荷重、重心等）	1通	39	2	○			○		○		
6	○			自動車工学 （自動車の力学・数学）	自動車に関わる力学及び数学（速度、加速度、ギヤ比、回転速度等）	2通	36	2	○			○		○		
7	○			自動車工学 （自動車の力学・数学）	自動車に関わる力学及び数学（サーキットテスト、電気回路等）	3通	12	1	○			○		○		
8	○			自動車工学 （自動車の力学・数学）	自動車に関わる力学及び数学（サーキットテスト、電気回路等）	4通	12	1	○			○		○		
9	○			自動車工学 （電気・電子理論）	電気・電子の基礎	1通	39	2	○			○		○		
10	○			自動車工学 （電気・電子理論）	電気・電子回路の測定	2通	36	2	○			○		○		
11	○			自動車工学 （電気・電子理論）	電気・電子回路の測定方法、測定機器について	3通	33	2	○			○		○		
12	○			自動車工学 （材料）	自動車部品の材料について	1後	24	1	○			○		○		

13	○		自動車工学 (材料)	自動車部品の材料について（材料+燃料・潤滑剤+図面 合計で1単位とする）	3 前	6	0	○			○		○		
14	○		自動車工学 (燃料・潤滑剤)	自動車に使用させる燃料及び潤滑剤について	1 後	24	1	○			○		○		
15	○		自動車工学 (燃料・潤滑剤)	自動車に使用させる燃料及び潤滑剤について（材料+燃料・潤滑剤+図面 合計で1単位とする）	3 前	6	0	○			○		○		
16	○		自動車工学 (図面)	製図の知識について	2 後	12	1	○			○		○		
17	○		自動車工学 (図面)	製図の知識について（材料+燃料・潤滑剤+図面 合計で1単位とする）	3 前	3	0	○			○		○		
18	○		自動車整備 (エンジン)	ガソリンエンジン・ディーゼルエンジン、二輪車の構造、作動、整備法について	1 通	30	2	○			○		○		
19	○		自動車整備 (エンジン)	ガソリンエンジン・ディーゼルエンジン、二輪車の構造、作動、整備法について	2 通	33	2	○			○		○		
20	○		自動車整備 (エンジン)	エンジンの高度整備技術について	3 通	21	2	○			○		○		
21	○		自動車整備 (シャシ)	四輪車、二輪車のシャシの構造、作動、整備法について	1 通	30	2	○			○		○		
22	○		自動車整備 (シャシ)	四輪車、二輪車のシャシの構造、作動、整備法について	2 通	33	2	○			○		○		
23	○		自動車整備 (シャシ)	シャシの高度整備技術について	3 通	21	2	○			○		○		
24	○		自動車整備 (電装)	電装品の構造、作動、整備法について	1 通	30	2	○			○		○		
25	○		自動車整備 (電装)	電装品の構造、作動、整備法について	2 通	33	2	○			○		○		
26	○		自動車整備 (電装)	エンジン、シャシ電装品の高度整備技術について	3 通	39	2	○			○		○		
27	○		自動車整備 (故障原因探究)	エンジン、シャシの故障原因探究の方法について	2 通	24	2	○			○		○		

28	○		自動車整備 (故障原因探究)	エンジン、シャシの総合的な高度故障原因 探究の方法について	3 通	36	2	○			○	○		
29	○		自動車整備 (電子制御装置)	先進安全技術について	2 後	36	2	○			○	○		
30	○		総合診断	自動車の整備に関わる総合診断について	3 通	36	2	○			○	○		
31	○		総合診断	応酬話法について	4 通	12	1	○			○	○		
32	○		環境保全・ 安全管理	環境保全・安全管理について	3 通	48	3	○			○	○		
33	○		環境保全・ 安全管理	環境保全・安全管理について	4 通	12	1	○			○	○		
								○			○	○		
34	○		整備機器取扱	整備作業機器・測定機器・検査機器の取扱いについて	3 通	15	1	○			○	○		
35	○		自動車検査	自動車の検査保安基準について	1 通	12	1	○			○	○		
36	○		自動車検査	自動車の検査保安基準について	2 通	12	1	○			○	○		
37	○		自動車検査	自動車の検査保安基準について	3 通	9	1	○			○	○		
38	○		自動車整備に 関する法規	道路運送車両法について	1 通	12	1	○			○	○		

39	○		自動車整備に関する法規	道路運送車両法について	2通	12	1	○			○	○		
40	○		自動車整備に関する法規	道路運送車両法について	3通	15	1	○			○	○		
41	○		工作作業・測定作業	手仕上げ工作及び機械工作機器を使用した工作作業	3通	24	1			○	○	○		
42	○		自動車整備作業(エンジン点検・分解・組立・調整・検査)	ガソリンエンジン、ディーゼルエンジン及び二輪車のエンジンの点検作業、単体エンジンの分解組立、調整、検査作業	1通	224	8			○	○	○		
43	○		自動車整備作業(エンジン点検・分解・組立・調整・検査)	ガソリンエンジン、ディーゼルエンジン及び二輪車のエンジンの点検作業、単体エンジンの分解組立、調整、検査作業	2通	126	4			○	○	○		
44	○		自動車整備作業(エンジン点検・分解・組立・調整・検査)	エンジンの点検、調整作業及び電子制御装置の分解組立、故障原因探究作業	3通	120	4			○	○	○		
45	○		自動車整備作業(エンジン点検・分解・組立・調整・検査)	エンジンの点検、調整作業及び電子制御装置の分解組立、故障原因探究作業	4通	16	1			○	○	○		
46	○		自動車整備作業(シャシ点検・分解・組立・調整・検査)	四輪車、二輪車のシャシの点検作業、分解組立、調整、検査作業	1通	224	8			○	○	○		
47	○		自動車整備作業(シャシ点検・分解・組立・調整・検査)	四輪車、二輪車のシャシの点検作業、分解組立、調整、検査作業	2通	126	4			○	○	○		
48	○		自動車整備作業(シャシ点検・分解・組立・調整・検査)	シャシの点検、調整作業及び電子制御装置の分解組立、故障原因探究作業	3通	120	4			○	○	○		
49	○		自動車整備作業(シャシ点検・分解・組立・調整・検査)	シャシの点検、調整作業及び電子制御装置の分解組立、故障原因探究作業	4通	16	1			○	○	○		

50	○		自動車整備作業（電装点検・分解・組立・調整・検査）	四輪車、二輪車の電装品の点検作業、分解組立、調整、検査作業	1通	224	8			○	○		○		
51	○		自動車整備作業（電装点検・分解・組立・調整・検査）	四輪車、二輪車の電装品の点検作業、分解組立、調整、検査作業	2通	126	4			○	○		○		
52	○		自動車整備作業（電装点検・分解・組立・調整・検査）	電装品の点検、調整作業及び電子制御装置の分解組立、故障原因探究作業	3通	150	5			○	○		○		
53	○		自動車整備作業（電装点検・分解・組立・調整・検査）	電装品の点検、調整作業及び電子制御装置の分解組立、故障原因探究作業	4通	16	1			○	○		○		
54	○		#REF!	自動車各部の故障原因探究	2通	150	5			○	○		○		
55	○		自動車整備作業（故障原因探究）	#REF!	2通	112	4			○	○		○		
56	○		自動車整備作業（電子制御装置）	エンジン、シャシ、電装品の主に電気系統の故障原因探究	3通	126	4			○	○		○		
57	○		自動車整備作業（電子制御装置）	エンジン、シャシ、電装品の主に電気系統の故障原因探究	4通	16	1			○	○		○		
58	○		自動車検査作業	自動車の検査作業（検査ライン基礎編）	1通	30	1			○	○		○		
59	○		自動車検査作業	自動車の検査作業（検査ライン実務編）	2通	35	1			○	○		○		
60	○		自動車検査作業	自動車の検査作業（検査ライン応用編）	3通	15	1			○	○		○		
61	○		サービスマネジメント	仕事を円滑にかつ成功させるための、PDCAサイクルを研究を通して修得する。	3通	223	8		○		○		○		
62	○		サービスマネジメント	仕事を円滑にかつ成功させるための、PDCAサイクルを研究を通して修得する。	4通	73	2		○		○		○		
63	○		体験・実務実習	自動車分解整備事業の認証を受けた事業場において、自動車の点検整備、故障原因探究、総合診断を実習する。（インターンシップ）体験実習の評価、補習のために、自動車の点検整備、故障原因探究、総合診	4通	905	30			○		○		○	○
64	○		ビジネスマナー	自動車整備業の基本的な知識・教養を身につける。（初級編）	1通	12	1		○		○		○		○

65	○		ビジネスマナー	自動車整備業の基本的な知識・教養を身につける。(中級編)	2通	12	1		○		○		○		○
66	○		ビジネスマナー	自動車整備業の基本的な知識・教養を身につける。(中級編)	3通	12	1		○		○		○		○
67	○		ビジネスマナー	自動車整備業の基本的な知識・教養を身につける。(中級編)	4通	12	1		○		○		○		○
68	○		総合実習	4つの選択コース(メンテナンス、ボデーリア、次世代モビリティ、パイプメンテナンス)から1つについて、通常の授業では出来ない作業を実践方式で体験する。	1通	136	4			○	○		○		○
69	○		総合実習	4つの選択コース(メンテナンス、ボデーリア、次世代モビリティ、パイプメンテナンス)から2つについて、通常の授業では出来ない作業を実践方式で体験する。	2通	136	4			○	○		○		○
70	○		総合実習	その時代に即した内容で新技術などの興味深いものを取り上げ概要を理解する。	3通	78	3			○	○		○		○
71	○		総合実習	その時代に即した内容で新技術などの興味深いものを取り上げ概要を理解する。	4通	102	3			○	○		○		○
72	○		パソコン実習	実務で使用するパソコン作業ができるよう、ワード、エクセルなどのソフトを素早く操作できるよう学習する。	1通	24	1			○	○		○		
73	○		パソコン実習	実務で使用するパソコン作業ができるよう、ワード、エクセルなどのソフトを素早く操作できるよう学習する。	2通	24	1			○	○		○		
74	○		自動車英語	自動車整備を含めたビジネス英会話を学習する。	3後	24	2	○			○		○		
合計					32	科目	200(4816) 単位(単位時間)								

卒業要件及び履修方法			授業期間等	
卒業要件: ①授業科目出席率80%以上 ②授業科目成績評価C以上③学納金完納			1 学年の学期区分	2 期
履修方法: 全ての学生が必修授業科目を履修する			1 学期の授業期間	20 週

(留意事項)

- 1 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。
- 2 企業等との連携については、実施要項の3(3)の要件に該当する授業科目について○を付すこと。